

地元でがんばる



事業者を応援します

国内では、景気が着実に回復していると言われていす。しかし、蒲郡市を見ると、市の基幹産業である繊維産業が、アジアからの安い製品の輸入や産業構造の変化などにより厳しい状況が続いています。また、市内に大きな企業が少なく、働く場が限られているということや、進出企業が少なく、新たな風を呼び込めないなど、元気を取り戻すには至っていません。

そこで、市では、市内にある既存の産業を応援する、また、新しい企業を市内へ呼び込むために、事業に関する新たな投資を支援する「蒲郡市産業の立地促進及び支援に関する条例」を制定しました。

誰が支援を受けられるの？

平成18年1月2日以降に、市内で営利事業のために一定額以上の新たな投資(家屋や償却資産の購入や家屋の新増築など)をした法人または個人です。

※営利事業目的に限られるため、賃貸マンションや貸倉庫を建てる場合は対象となりますが、住居や自家用車庫として家屋を建てる場合は対象となりません。

《一定額以上の投資とは》

固定資産税評価額で3千万円以上(ただし、中小企業基本法に該当しない法人(大企業)は1億円以上)の投資が対象となります。この基準額は、家屋と償却資産をあわせた額でなく、それぞれの額ごとに基準額と照らし合わせます。

せす。例えば、評価額が3千万円の家屋と1千万円の償却資産を購入した場合、家屋のみが対象となります。なお、家屋に関する投資の場合は、その家屋の用地を平成18年1月2日以降に取得した場合は、土地の固定資産税評価額を加えることができます。

どんな支援を受けられるの？

市内での新たな投資に課される固定資産税相当額を、年間5千万円を上限として、その税金を納めた翌年に奨励金としてお返しします。家屋(土地)の取得の場合は3年間、償却資産の場合は1年限りです。ただし、支援を受けることができるのは1事業者当たり家屋で1回、償却資産で1回です。

この制度は時限制度です

この制度は、5年間の時限の制度ですので、平成23年3月31日までに認定を受けたもの限り有効です。

市では、各種の融資・補助制度などを用意し、がんばる蒲郡の企業を応援しています。

商工観光課商工担当

☎66◆1119

支援を受けるための手続き

①認定申請

支援を受けたい方は、投資を行う前(家屋や償却資産を購入する場合は購入前、家屋を新増築する場合は工事に着手する前)に事業の認定申請を行ってください。ただし、平成18年1月2日から4月30日までに投資を行った場合は、事後でも構わない場合があります。該当する方は、商工観光課商工担当へお尋ねください。

②交付申請

事業の認定を受けた事業者は、家屋の場合は固定資産税が最初に課される年度から3年間、償却資産の場合は初年度のみ、各年度の7月31日までに交付申請を行ってください。

③交付請求

交付の決定を受けた事業者は、交付の決定を受けた翌年度の4月1日から5月31日までに請求書を提出してください。請求書を受け取ってから30日以内に奨励金を振り込みます。

なお、奨励金を受け取るためには、市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税など)がすべて納められていることが必要です。